

新年度を迎えるにあたり、お手続きのご確認をお願いします。



【重要なお知らせ】



修学中の学生、退職、就職の方のお手続きについて

★ご家族が修学中の方

ご家族が、教育機関(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等)に修学のために他の都道府県に住民票を移している場合、「国民健康保険法第 116 条該当届」及び「在学証明書」等の書類提出により特例として鳥取県医師国民健康保険組合に加入することができます。「国民健康保険法第 116 条該当届」を郵送しますので、事務局までご連絡ください。

なお、修学を終えたとき(卒業により学生ではなくなり、同一世帯に戻った場合)は、「国民健康保険法第 116 条非該当届」の書類提出が必要となります。

(「国民健康保険法第 116 条非該当届」を郵送しますので、事務局までご連絡ください。)

また、修学終了後、住民票を移したままの場合には、鳥取県医師国民健康保険組合の資格喪失の手続きが必要となります。「資格喪失届」を郵送しますので、事務局までご連絡ください。



★退職により資格を喪失するとき

資格喪失の手続きが必要となります。

「資格喪失届」を郵送しますので、事務局までご連絡ください。



★ご家族が就職により資格を喪失するとき

ご家族が、就職により他の保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)に、新たにご自身で資格を取得された場合は、鳥取県医師国民健康保険組合の資格喪失の手続きが必要となります。

「資格喪失届」を郵送しますので、事務局までご連絡ください。



鳥取県医師国民健康保険組合

〒680-8585 鳥取市戎町 317 番地

TEL 0857-27-5565

FAX 0857-32-9080